

## 療養担当規則について

当院では、令和 6 年 6 月の診療報酬改定に基づき、療養担当規則についてウェブサイト上の掲載を行っております。

当院は、厚生労働省より指定を受けた保険医療機関です。

### 明細書発行体制

当院では、保険診療を受けられたすべての患者様に、診療明細書を無料で発行しています。不要な場合は受付までお申し出ください。

### 厚生局に届出済みの施設基準

#### 【基本診療料・外来診療体制】

- ＜歯情報通信＞ 初診料（歯科）の注 16 及び再診料（歯科）の注 12 に掲げる基準
- ＜歯初診＞ 歯科初診料の注 1 に掲げる施設基準
- ＜外安全 1＞ 歯科外来診療医療安全対策加算 1
- ＜外安全 2＞ 歯科外来診療医療安全対策加算 2
- ＜外感染 1＞ 歯科外来診療感染対策加算 1
- ＜外感染 2＞ 歯科外来診療感染対策加算 2
- ＜歯外在ベ I＞ 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（I）
- ＜歯外在ベ II 1～8＞ ・歯科外来・在宅ベースアップ評価料（II）（1～8）
- ＜歯特連＞ 歯科診療特別対応連携加算
- ＜外後発使＞ 外来後発医薬品使用体制加算

#### 【医療 DX・ICT 関連】

- ＜医療 DX＞ 医療 DX 推進体制整備加算
- ＜電情＞ 検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料
- ＜遠画＞ 遠隔画像診断

#### 【在宅・訪問歯科診療】

- ＜歯医情連＞ 歯科疾患在宅療養管理料の注 7、在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料の注 8 及び小児在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料の注 8 に規定する在宅歯科医療情報連携加算
- ＜歯援診 1＞ 在宅療養支援歯科診療所 1

<歯援診 2> 在宅療養支援歯科診療所 2

<在歯管> 在宅患者歯科治療時医療管理料

<歯訪診> 歯科訪問診療料の注 15 に規定する基準

<在推進> 在宅歯科医療推進加算

<在宅 DX> 在宅患者訪問診療料（Ⅰ）の注 13（在宅患者訪問診療料（Ⅱ）の注 6 の規定により準用する場合を含む。）、在宅がん医療総合診療料の注 8 及び歯科訪問診療料の注 20 に規定する在宅医療 DX 情報活用加算

#### 【歯科技工・補綴・印象関連】

<歯技工> 歯科技工加算 1 及び 2

<歯技連 1> 歯科技工士連携加算 1 及び光学印象歯科技工士連携加算

<歯技連 2> 歯科技工士連携加算 2

<歯 CAD> CAD/CAM 冠及び CAD/CAM インレー

#### 【口腔機能・リハビリ・検査関連】

<口管強> 小児口腔機能管理料の注 3 に規定する口腔管理体制強化加算

<歯リハ 2> 歯科口腔リハビリテーション料 2

#### 【手術・処置・特定療法】

<GTR> 歯周組織再生誘導手術

<医管> 歯科治療時医療管理料

<う蝕無痛> う蝕無痛的高洞形成加算

<補管> クラウン・ブリッジ維持管理料

#### 【地域連携】

<歯地連> 地域医療連携体制加算

#### 【その他】

<酸単> 酸素の購入単価

<175> 薬剤名等省略

### **選定療養費**

患者様の希望により、先発医薬品の処方や時間外予約を行う場合、選定療養費が発生します。

## **保険外併用療養費・選定療養に該当する費用の明示**

以下の費用は、保険診療と併用して行う「選定療養」に該当するため、患者様への事前説明と同意を頂いたうえで、保険診療費に加えて差額をご負担いただいております。

- ・ 診療時間以外の時間における診察

診療時間外の対応には、選定療養費として【1回●●●●円（税込）】をご負担いただいております。

- ・ 金属床総義歯

金属床義歯については、【上顎・下顎各●●●●円（税込）】の差額をご負担いただきます。

- ・ 前歯部の金属歯冠修復に使用する金合金又は白金加金の支給

【1歯あたり●●●●円（税込）】の選定療養費が発生します。

- ・ う蝕に罹患している患者の指導管理フッ化物塗布・シーラント

むし歯予防処置は、【1回●●●●円（税込）】の選定療養費をご負担いただきます。

- ・ 長期収載品の処方（先発医薬品の希望処方）

後発医薬品（ジェネリック）がある場合でも、先発医薬品を希望される際は差額をご負担いただきます。